周産期医療対策事業等実施要綱（妊産婦モニタリング部分）

第８ ＩＣＴを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業

１ 目的

この事業は、複数の分娩を取り扱う施設及び妊産婦の診療を行う医療機関の胎児心拍陣痛図等の医療情報等を、ネットワーク通信を利用して連携し、核となる周産期母子医療センターにおいて、産科専門の医師等が集約的に妊産婦の医療情報等をモニタリングし、現場の医師等に対し適切な助言を行うシステム（以下「妊産婦モニタリングシステム」という。）の体制整備を促進することにより、周産期医療の質の向上とともに、他の診療科と比較して少数かつ、長時間勤務が余儀なくされている産科医療に従事する医師の勤務環境の改善を目的とする。

また、産科医療に従事する医師の不足や分娩取扱医療機関の集約化・重点化等により、分娩の取り扱いを中止した地域の医療機関において、分娩を取り扱う医療機関との間で妊産婦の医療情報等を共有し、分娩までの期間に、地域において質の高い医療を提供することを目的とする。

２ 実施主体

（１）産科専門の医師等が集約的に妊産婦の医療情報等のモニタリングを行う医療機関は、都道府県の医療計画に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営し、分娩を取り扱う周産期母子医療センター（別に設置するコントロール室を含む。）（以下、「核となる周産期母子医療センター 」という。）で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

（２）妊産婦モニタリングシステムにより連携する施設は、分娩を取り扱う医療機関、妊産婦の診療を行う産科、産婦人科、婦人科を標榜する医療機関もしくは助産所（以下、「連携医療機関等」という。）で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

３ 運営方針

（１）妊産婦モニタリングシステムは、所在地を異にする複数の医療機関で体制を構築するものとし、連携する医療機関間において、妊産婦モニタリングの運用に係る調整等を行う運営委員会を設置し、１の目的に従い運営に関する必要事項を定め、十分な協力体制の上で本事業を実施するものとする。

（２）核となる周産期母子医療センターには、産科専門の医師、助産師（原則として、周産期医療の経験を５年以上有し、妊娠管理・分娩管理において胎児心拍陣痛図等を適切に判読可能な能力を有する医師、助産師であること。）を配置するものとする。

（３）核となる周産期母子医療センターの産科専門の医師は、連携医療機関等に入院または外来受診している妊産婦の胎児心拍陣痛図等を遠隔から、集約的にモニタリングし、複数の妊産婦の状況変化を効率的に把握すること。（医師が不在となる場合は助産師で代替する等により常時モニタリングを行う体制を構築すること。）

また、必要に応じて、現場の医師等に急速遂娩、母体搬送等の医療介入の方針等について適切な助言を行うこと。

（４）本事業を実施する都道府県は、周産期医療協議会等の周産期医療に係る検討の場において、妊産婦モニタリングシステムの導入、運用、対象とする地域等について検討することが望ましい。

（５）妊産婦モニタリングシステムは、へき地を含む周産期医療圏において活用することが望ましい。

（６）本事業の実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

４ 整備基準

整備する妊産婦モニタリングシステムについては、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準ずるものとして、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

（１）複数患者のモニタリング体制については、原則として以下の項目を満たすこと。

・ 胎児心拍陣痛図等の医療情報等については、核となる周産期母子医療センターにおいて同一の形式で表示されるシステムを有すること。

・ 常時モニタリングが必要ではない事項（既往歴、画像情報、妊娠経過等）については、核となる周産期母子医療センターと共有可能なものとすること。

（２）（１）の実現に必要な、複数の医療機関の妊産婦の胎児心拍陣痛図等の共有を可能とするサーバーシステムを有すること。

（３）連携する各医療機関の既存システムを（２）のサーバーへ対応させること。

（４）連携医療機関等の医師等と核となる周産期母子医療センターの医師等が必要十分な議論が行えるよう、適切なテレビ会議システム等を有すること。

（５）本事業が安全に実施できるよう必要な情報セキュリティ対策が講じられていること。

５ その他

（１）補助金の申請は、連携する医療機関単位で代表となる医療機関が所要の経費を取りまとめ、手続きを行うこととする。

（２）本事業の実施に必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、厚生労働省医政局地域医療計画課と協議の上、決定する。